

住民税均等割非課税世帯の皆さまへ

(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(2万円給付)
を口座振込で受給された方)

物価高騰対応重点支援給付金(均等割のみ課税分) 支給のご案内

給付金の支給額

○住民税均等割のみ課税世帯 **1世帯あたり10万円**

令和6年2月28日振込支給対象世帯

下記の条件すべてに当てはまる世帯

- 令和5年12月1日に住民票が江田島市にある世帯
- 世帯全員の令和5年度「住民税均等割のみが課税」の世帯
- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(2万円給付)を口座振込で受給済みの世帯
- 住民税均等割の課税者から扶養されていない世帯

手続きは不要です。

前回の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(2万円給付)」
を受給した口座に振り込みます。

同封の物価高騰対応重点支援給付金追加支給決定通知書兼振込通知書をご確認ください。

※ 現金で重点支援給付金を受給されたなど、今回の支給要件に当てはまらない方は、準備ができ次第、ホームページ、広報等で詳細をお知らせします。



物価高騰対応重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、江田島市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問合せ先

江田島市福祉保健部社会福祉課

「物価高騰対応重点支援給付金」窓口

電話 **0823-43-1638** 受付時間 平日8:30~17:15